

四 日 市 港 管 理 組 合 公 報

第 1002 号

平成 29 年 7 月 21 日

金 曜 日

目 次

議 会 規 則

○四日市港管理組合議会議規則の一部を改正する規則

(議会議事務局) 2

議 会 規 則

四日市港管理組合議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成 29 年 7 月 21 日

四日市港管理組合議会議長 田 中 智 也

四日市港管理組合議会規則第 1 号

四日市港管理組合議会会議規則の一部を改正する規則

四日市港管理組合議会会議規則（昭和 41 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 51 条（緊急質問等）」を「第 51 条（緊急質問等）
第 51 条の 2（発言の継続）」に、「第 100 条（全
員協議会）」を「第 100 条（全員協議会）
第 100 条の 2（正副委員長会議）」に改める。

第 1 条第 2 項を削り、第 2 条を次のように改める。

（欠席の届出）

第 2 条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を示して、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

第 17 条中「第 115 条の 2」を「第 115 条の 3」に改める。

第 43 条中「演壇において」を「登壇して」に改める。

第 50 条に次の 1 項を加える。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

第 51 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合における議会の同意については、討論を用いない。

第 51 条の次に次の 1 条を加える。

（発言の継続）

第 51 条の 2 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始

めたときは、前の発言を続けることができる。

第 89 条第 1 項中「すみやかに会議に付きなければならない」を「、討論を用いないで会議に諮り、特別委員会を設けて審査させる」に改め、同条第 2 項を第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 懲罰については、議会は、委員会の付託を省略して議決することができない。

第 91 条中「議会の議決で定める」を「当該会期の期間を超えない範囲で議会の議決で定める」に改める。

第 92 条中「会議」を「会議又は委員会」に、「議長」を「議長又は委員長」に改める。

第 94 条第 1 項中第 14 号を第 15 号とし、第 13 号の次に次の 1 号を加える。

(14) 記名投票における賛否の氏名

第 100 条の次に次の 1 条を加える。

(正副委員長会議)

第 100 条の 2 委員会の運営等に関し協議又は調整を行うため、議長、副議長、正副委員長で構成する、正副委員長会議を設置し、議長の招集により会議を開くものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目 1-1

四日市港管理組合経営企画部総務課

電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>
